

# 浦添市地域包括支援センター業務委託の公募について

地域包括ケアシステム構築に向けて、その中核機関である地域包括支援センターを募集しますので、下記をご覧ください。

## 記

### 1 公募説明会について

日時:平成30年11月20日(火)14時から 場所:浦添市役所 議会棟1階102・103会議室

※ 申込期限:参加希望の事業者は、参加申込書(様式6)をご記入の上、平成30年11月15日(木)17時までに FAX または電子メールにてお申し込み下さい。

※ 説明会への参加は各法人3名までとします。

※ 当日は仕様書・要項・様式等一式を印刷してご持参下さい。

### 2 質問への対応

内容・条件等に関する質問がある場合は、質問書(様式7)に記載し、FAXまたは電子メールにて提出してください。

(1)質問受付期間 平成30年11月20日(火)から平成30年11月22日(木)まで

※ 土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで。

※ 期間終了後の受付はいたしません。

### 3 意向確認書について

応募の意向のある事業者は、メールまたは FAX にて意向確認書(様式8)をご提出下さい。

なお、意向確認書を提出していない場合、提案書の提出はできませんので、ご注意下さい。

(1)受付期間:平成30年11月27日(火)から平成30年12月3日(月)17時まで

### 4 提案書提出期間

平成30年11月27日(火)～平成30年12月26日(水)12時まで(※最終日以外は午前8時30分から午後5時まで)

### 5 応募要件

包括的支援事業及びその他の事業を適切、公正、中立かつ安定的に実施することができる次の要件を全て満たす事業者とする。

①沖縄県内で医療法人または社会福祉法人等の法人格を有しているもの。

※現在、浦添市地域包括支援センターを受託している法人を含む。

②平成29年4月1日以前より、沖縄県内において主たる事務所または事業所を有し、継続して運営していること

③法第115条の22第2項に該当しないものであること。(指定介護予防支援事業者としての基準)

④地方自治法施行令第167条の4の第1項各号および第2項各号の規定に該当しないものであること。

⑤法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税の滞納が無いこと。

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法律」という。)に規定する、暴力団(法律第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法律第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当しないこと。

⑦平成31年4月1日までに、それぞれの日常生活圏域内に、センター及び指定介護予防支援事業所を設置できること。

⑧職員の配置について、委託業務の引継ぎ等が始まる3月中旬頃までには、各日常生活圏域において定められた配置すべき保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、生活支援体制整備事業担当職員(生活支援コーディネーター)、認知症地域支援推進員等の全職種の職員を採用していること。

⑨原則として、意向確認書を提出していること。

○●○詳しくは浦添市ホームページをご覧ください。○●○

## 浦添市地域包括支援センター業務委託の公募について

浦添市では、地域包括ケアシステム構築に向けて、その中核機関である地域包括支援センター(5か所)を募集します。

詳しくは、別添の募集案内及び浦添市ホームページをご覧ください。

こちらをクリック↓

<http://www.city.urasoe.lg.jp/>

### 【公募説明会】

日時:平成30年11月20日(火)14時から

場所:浦添市役所 議会棟 1階102・103会議室

※ 参加希望の事業者は、11月15日(木)17時までに FAX または、電子メールにてお申込みください。